

件名	栃木県水防協議会条例等の一部改正等について
提案理由等	<p>附属機関の委員の任期を延長するため、栃木県水防協議会条例等の一部改正等の条例により、教育委員会所管の次の条例について別紙のとおり所要の改正を行うことに関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見について、下記のとおり決定しようとするものである。</p> <ol style="list-style-type: none">1 栃木県立図書館協議会に関する条例（一部改正）2 栃木県立美術館条例（一部改正）3 栃木県文化財保護審議会条例（一部改正）4 栃木県立博物館条例（一部改正）5 栃木県生涯学習審議会条例（一部改正）6 栃木県スポーツ推進審議会条例（一部改正）7 栃木県社会教育委員条例（一部改正）8 栃木県いじめ問題対策委員会条例（一部改正） <p style="text-align: center;">記</p> <p>異存なし</p>

栃木県水防協議会条例等の一部改正等について

経営管理部行政改革推進室

1 改正等の趣旨

附属機関の委員の任期を延長すること等のため、所要の改廃をしようとするものである。

2 改正等の概要

No	条例名	附属機関名	改正の概要
1	栃木県水防協議会条例	栃木県水防協議会	委員任期を2年から3年に延長
2	栃木県准看護師試験委員条例	准看護師試験委員	委員任期を2年から3年に延長
3	栃木県立図書館協議会に関する条例	栃木県立図書館協議会	委員任期を2年から3年に延長
4	栃木県固定資産評価審議会条例	栃木県固定資産評価審議会	委員任期を2年から3年に延長
5	栃木県地方薬事審議会条例	栃木県地方薬事審議会	委員任期を2年から3年に延長
6	栃木県職業能力開発審議会条例	栃木県職業能力開発審議会	委員任期を2年から3年に延長
7	栃木県開発審査会条例	栃木県開発審査会	委員任期を2年から3年に延長
8	栃木県交通安全対策会議条例	栃木県交通安全対策会議	委員任期を2年から3年に延長
9	栃木県立美術館条例	栃木県立美術館評議員会	委員任期を2年から3年に延長
10	栃木県文化財保護審議会条例	栃木県文化財保護審議会	委員任期を2年から3年に延長
11	栃木県立博物館条例	栃木県立博物館協議会	委員任期を2年から3年に延長
12	栃木県生涯学習審議会条例	栃木県生涯学習審議会	委員任期を2年から3年に延長
13	栃木県障害者施策推進審議会条例	栃木県障害者施策推進審議会	委員任期を2年から3年に延長
14	栃木県環境審議会条例	栃木県環境審議会	委員任期を2年から3年に延長
15	栃木県事業認定審議会条例	栃木県事業認定審議会	委員任期を2年から3年に延長
16	栃木県男女共同参画推進条例	栃木県男女共同参画審議会	委員任期を2年から3年に延長
17	栃木県人権尊重の社会づくり条例	栃木県人権施策推進審議会	委員任期を2年から3年に延長
18	栃木県景観条例	栃木県景観審議会	委員任期を2年から3年に延長
19	栃木県青少年健全育成条例	栃木県青少年健全育成審議会	委員任期を2年から3年に延長
20	栃木県文化振興条例	栃木県文化振興審議会	委員任期を2年から3年に延長
21	栃木県スポーツ推進審議会条例	栃木県スポーツ推進審議会	委員任期を2年から3年に延長
22	栃木県社会教育委員条例	栃木県社会教育委員	委員任期を2年から3年に延長
23	栃木県いじめ問題対策委員会条例	栃木県いじめ問題対策委員会	委員任期を2年から3年に延長
24	栃木県薬物の濫用の防止に関する条例	栃木県薬物指定審査会	委員任期を2年から3年に延長
25	栃木県行政不服審査会条例	栃木県行政不服審査会	委員任期を2年から3年に延長
26	栃木県障害者差別解消推進条例	栃木県障害者差別解消推進委員会	委員任期を2年から3年に延長
27	栃木県附属機関に関する条例	栃木県宅地建物取引業審議会	廃止
28	栃木県建設業審議会条例	栃木県建設業審議会	廃止

3 施行期日等

- (1) 平成30年4月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を規定する。

改正を行う教育委員会所管条例一覧

No	条例名	附属機関名	改正の概要
1	栃木県立図書館協議会に関する条例	栃木県立図書館協議会	委員任期を2年から3年に延長
2	栃木県立美術館条例	栃木県立美術館評議員会	委員任期を2年から3年に延長
3	栃木県文化財保護審議会条例	栃木県文化財保護審議会	委員任期を2年から3年に延長
4	栃木県立博物館条例	栃木県立博物館協議会	委員任期を2年から3年に延長
5	栃木県生涯学習審議会条例	栃木県生涯学習審議会	委員任期を2年から3年に延長
6	栃木県スポーツ推進審議会条例	栃木県スポーツ推進審議会	委員任期を2年から3年に延長
7	栃木県社会教育委員条例	栃木県社会教育委員	委員任期を2年から3年に延長
8	栃木県いじめ問題対策委員会条例	栃木県いじめ問題対策委員会	委員任期を2年から3年に延長

第 号議案

栃木県水防協議会条例等の一部改正等について

栃木県水防協議会条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

平成三十年二月 日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県水防協議会条例等の一部を改正する等の条例

(栃木県水防協議会条例の一部改正)

第一条 栃木県水防協議会条例(昭和二十四年栃木県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第六条 関係行政機関の職員たる委員及び臨時委員の任期は当該職にある期間とし、その他の委員及び臨時委員の任期は三年とする。ただし、補欠の委員及び臨時委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>	<p>第六条 関係行政機関の職員たる委員及び臨時委員の任期は当該職に在る期間とし、その他の委員及び臨時委員の任期は二年とする。但し、補欠の委員及び臨時委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

(栃木県准看護師試験委員条例の一部改正)

第二条 栃木県准看護師試験委員条例(昭和二十九年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員(県職員のうちから任命された者を除く。)の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員(県職員のうちから任命された者を除く。)の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

(栃木県立図書館協議会に関する条例の一部改正)

第三条 栃木県立図書館協議会に関する条例(昭和三十七年栃木県条例第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員の任命の基準等)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(委員の任命の基準等)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 略</p>

(栃木県固定資産評価審議会条例の一部改正)

第四条 栃木県固定資産評価審議会条例(昭和三十七年栃木県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員の任期)</p> <p>第四条 委員の任期は、<u>三年</u>とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 略</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第四条 委員の任期は、<u>二年</u>とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 略</p>

(栃木県地方薬事審議会条例の一部改正)

第五条 栃木県地方薬事審議会条例(昭和三十八年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

(栃木県職業能力開発審議会条例の一部改正)

第六条 栃木県職業能力開発審議会条例(昭和四十四年栃木県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	<p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>
改正前	<p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

(栃木県開発審査会条例の一部改正)

第七条 栃木県開発審査会条例(昭和四十四年栃木県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	<p>(委員の任期等)</p> <p>第三条 審査会の委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2・3 略</p>
改正前	<p>(委員の任期等)</p> <p>第三条 審査会の委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2・3 略</p>

(栃木県交通安全対策会議条例の一部改正)

第八条 栃木県交通安全対策会議条例(昭和四十五年栃木県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	<p>(委員及び特別委員)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 市町村長及び消防機関の長のうちから知事が任命する委員並びに知事が必要と認め任命する委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 6 略</p>
改正前	<p>(委員及び特別委員)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 市町村長及び消防機関の長のうちから知事が任命する委員並びに知事が必要と認め任命する委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 6 略</p>

(栃木県立美術館条例の一部改正)

第九条 栃木県立美術館条例(昭和四十七年栃木県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

正する。

改正後

(評議員の任命の基準等)

第十条 略

2 略

3 評議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 略

改正前

(評議員の任命の基準等)

第十条 略

2 略

3 評議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 略

(栃木県文化財保護審議会条例の一部改正)

第十条 栃木県文化財保護審議会条例(昭和五十一年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(任期)

第四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2・3 略

改正前

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2・3 略

(栃木県立博物館条例の一部改正)

第十一条 栃木県立博物館条例(昭和五十七年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(委員の任命の基準等)

第十条 略

2 略

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 略

改正前

(委員の任命の基準等)

第十条 略

2 略

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 略

(栃木県生涯学習審議会条例の一部改正)

第十二条 栃木県生涯学習審議会条例(平成四年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正

する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	<p>(設置)</p> <p>第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）<u>第十条</u>第一項の規定に基づき、栃木県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>
改正前	<p>(設置)</p> <p>第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）<u>第十一条</u>の規定に基づき、栃木県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

(栃木県障害者施策推進審議会条例の一部改正)

第十三条 栃木県障害者施策推進審議会条例（平成六年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	<p>(任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>
改正前	<p>(任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

(栃木県環境審議会条例の一部改正)

第十四条 栃木県環境審議会条例（平成六年栃木県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	<p>(委員の任期等)</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
改正前	<p>(委員の任期等)</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

間とする。
2・3 略

間とする。
2・3 略

(栃木県事業認定審議会条例の一部改正)

第十五条 栃木県事業認定審議会条例(平成十四年栃木県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委員の任期) 第三条 委員の任期は、 <u>三年</u> とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 略	(委員の任期) 第三条 委員の任期は、 <u>二年</u> とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 略

(栃木県男女共同参画推進条例の一部改正)

第十六条 栃木県男女共同参画推進条例(平成十四年栃木県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第二十二条 略 2・4 略 5 委員の任期は、 <u>三年</u> とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6・9 略	第二十二条 略 2・4 略 5 委員の任期は、 <u>二年</u> とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6・9 略

(栃木県人権尊重の社会づくり条例の一部改正)

第十七条 栃木県人権尊重の社会づくり条例(平成十五年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(栃木県人権施策推進審議会) 第六条 略 2・4 略 5 委員の任期は、 <u>三年</u> とする。ただし、補	(栃木県人権施策推進審議会) 第六条 略 2・4 略 5 委員の任期は、 <u>二年</u> とする。ただし、補

<p>欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6・7 略</p>	<p>欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6・7 略</p>
--	--

(栃木県景観条例の一部改正)
第十八条 栃木県景観条例(平成十五年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>第二十九条 略 2～5 略 6 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 7～9 略</p>	<p>第二十九条 略 2～5 略 6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 7～9 略</p>

(栃木県青少年健全育成条例の一部改正)
第十九条 栃木県青少年健全育成条例(平成十八年栃木県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>第五十一条 略 2～4 略 5 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6・7 略</p>	<p>第五十一条 略 2～4 略 5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6・7 略</p>

(栃木県文化振興条例の一部改正)
第二十条 栃木県文化振興条例(平成二十年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>第二十七条 略 2～4 略 5 委員の任期は、三年とする。ただし、補</p>	<p>第二十七条 略 2～4 略 5 委員の任期は、二年とする。ただし、補</p>

<p>欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6・7 略</p>	<p>欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6・7 略</p>
--	--

(栃木県スポーツ推進審議会条例の一部改正)
第二十一条 栃木県スポーツ推進審議会条例(平成二十三年栃木県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(委員の任期) 第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 略</p>	<p>(委員の任期) 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 略</p>

(栃木県社会教育委員条例の一部改正)
第二十二条 栃木県社会教育委員条例(平成二十六年栃木県条例第十二号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(委員の委嘱の基準等) 第二条 略 2 略 3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 略</p>	<p>(委員の委嘱の基準等) 第二条 略 2 略 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 略</p>

(栃木県いじめ問題対策委員会条例の一部改正)
第二十三条 栃木県いじめ問題対策委員会条例(平成二十六年栃木県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(委員の任期) 第四条 委員の任期は、三年とする。ただ</p>	<p>(委員の任期) 第四条 委員の任期は、二年とする。ただ</p>

し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2
略

し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2
略

(栃木県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)
第二十四条 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(栃木県薬物指定審査会)
第二十一条 略

(栃木県薬物指定審査会)
第二十一条 略

2・3 略

2・3 略

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5～7 略

5～7 略

(栃木県行政不服審査会条例の一部改正)
第二十五条 栃木県行政不服審査会条例(平成二十八年栃木県条例第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(委員の任期等)

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2・3 略

2・3 略

(栃木県障害者差別解消推進条例の一部改正)

第二十六条 栃木県障害者差別解消推進条例(平成二十八年栃木県条例第十四号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

第十九条 略

第十九条 略

6 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
7
10 略

6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
7
10 略

(栃木県附属機関に関する条例の一部改正)
第二十七条 栃木県附属機関に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第一条関係)		別表(第一条関係)	
附属機関の属する執行機関	附属機関	附属機関の属する執行機関	附属機関
知事	略	知事	略
担任事項及び権限	担任事項及び権限	担任事項及び権限	担任事項及び権限
栃木県農政審議会	略	栃木県農政審議会	略
略	略	栃木県宅地建物取引業審議会	知事の諮問に応じ、宅地建物取引業に関する重要事項を調査審議すること

(栃木県建設業審議会条例の廃止)
第二十八条 栃木県建設業審議会条例(昭和三十二年栃木県条例第五号)は、廃止する。

附 則

- この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- この条例の施行の際現に栃木県水防協議会、栃木県立図書館協議会、栃木県固定資産評価審議会、栃木県地方薬事審議会、栃木県職業能力開発審議会、栃木県開発審査会、栃木県立美術館評議員会、栃木県文化財保護審議会、栃木県立博物館協議会、栃木県障害者施策推進審議会、栃木県環境審議会、栃木県事業認定審議会、栃木県男女共同参画審議会、栃木県人権施策推進審議会、栃木県景観審議会、栃木県青少年健全育成審議会、栃木県文化振興審議会若しくは栃木県スポーツ推進審議会の委員、栃木県社会教育委員又は栃木県いじめ問題対策委員会、栃木県薬物指定審査会若しくは栃木県障害者差別解消推進委員会の委員に任命され、又は委嘱されている者の任期については、なお従前の例による。